

保振投信18 第97号  
平成 19 年 3 月 8 日

投資信託振替制度  
業務担当者 各位

(株)証券保管振替機構  
投資信託振替業務部

### 投信振替システムの仕様変更について

このたび実務関係各社の意見に基づき、投信振替システムの下記仕様 2 箇所を変更することとなりました。変更日は本年 6 月 11 日(月)となります。

制度参加各社殿におかれましては、仕様変更の内容を御確認いただき、適宜御対応くださるよう宜しくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 変更となる仕様

- ( 1 ) 抹消(解約・DVP)データに設定可能な決済日の延長
- ( 2 ) 新規記録(非DVP)及び抹消(解約・非DVP)申請データにおける資金決済金額の設定必須化及びゼロ値の許容

#### 2. 変更日

平成 19 年 6 月 11 日(月)

同日以降に入力される申請データより新たな仕様が適用されます。

#### 3. 内容

- ( 1 ) 抹消(解約・DVP)データに設定可能な決済日の延長

現在の投信振替システムでは、先日付申請の抹消(解約・DVP)データに設定可能な決済日は償還日までとなっており、償還日翌営業日は設定できない仕様となっております(接続仕様書「項目チェック仕様(解約時抹消予定申請)」又は、システム処理概要 2.0 版 - 1 「1. 通常の業務処理」を参照)。

そのため、保振投信18 第45 号（平成18 年12 月18 日）において、通常の決済サイクルで償還日翌営業日以降となる解約連絡を行う場合にDVP 決済を指定しますと、抹消（解約）申請においてエラーとなることから、原則、非DVP 決済にて行っていただくような制御をお願いしておりました。

今回、制度参加者の利便性向上の観点から、DVP 決済、非DVP 決済、いずれの場合も、抹消（解約）データの決済日は償還日翌営業日まで設定可能としました。なお、償還日が休日となる場合の取り扱いも同様の変更となります。

#### 変更前の仕様

	先日付申請の抹消（解約）	
	非DVP 決済	DVP 決済
<u>償還日が平日の場合</u> に設定可能な決済日	当初設定日 ～ 償還日翌営業日	当初設定日 ～ <u>償還日</u>
<u>償還日が休日の場合</u> に設定可能な決済日	当初設定日 ～ 償還日翌々営業日	当初設定日 ～ <u>償還日翌営業日</u>

#### 変更後の仕様

	先日付申請の抹消（解約）	
	非DVP 決済	DVP 決済
<u>償還日が平日の場合</u> に設定可能な決済日	当初設定日 ～ 償還日翌営業日	当初設定日 ～ <u>償還日翌営業日</u>
<u>償還日が休日の場合</u> に設定可能な決済日	当初設定日 ～ 償還日翌々営業日	当初設定日 ～ <u>償還日翌々営業日</u>

償還日翌営業日（償還日が休日の場合は償還日翌々営業日）に、当日申請として抹消（解約）申請を入力することはできません（現行も変更後も同様）。

(2) 新規記録(非DVP)申請及び抹消(解約・非DVP)申請に係る資金決済金額の設定必須化及びゼロ値の許容

現在の新規記録(非DVP)申請及び抹消(解約・非DVP)申請データにおける「資金決済金額」項目は、任意設定、かつ0(ゼロ)設定不可(資金決済金額が0円の場合は設定しない)という仕様となっております。

しかし、実際には、非DVP決済の場合でも資金決済金額が補充されていること、また、制度参加者におけるSTP化推進の観点から、資金決済金額の必須化が望ましいとの議論を踏まえ、非DVP決済の場合にも、新規記録(非DVP)申請及び抹消(解約・非DVP)申請に係る資金決済金額は必須設定、かつ0(ゼロ)設定可とすることといたします。

変更前の仕様

新規記録申請や抹消(解約)申請に係る項目「資金決済金額」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DVP 決済の場合： 設定必須、数字 15 桁 (ゼロでないこと)</li> <li>・ 非DVP 決済の場合： <u>設定任意</u>、数字 15 桁 (<u>ゼロでないこと</u>)</li> </ul>
------------------------------	---

変更後の仕様

新規記録申請や抹消(解約)申請に係る項目「資金決済金額」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DVP 決済の場合： 設定必須、数字 15 桁 (ゼロでないこと)</li> <li>・ 非DVP 決済の場合： <u>設定必須</u>、数字 15 桁 (<u>ゼロを許容</u>)</li> </ul>
------------------------------	---

なお、上記変更に伴い、保振投信 18 第 61 号(平成 18 年 12 月 18 日)にて御案内いたしました内容も以下のとおり変更となりますのであわせて御留意願います。

保振投信 18 第 61 号(平成 18 年 12 月 18 日)  
資金決済金額がゼロとなる場合の申請入力について

変更前	変更後
「設定・解約の申込において、口数が設定されているものの、資金決済金額がゼロとなるような場合には、新規記録申請または抹消(解約)申	「設定・解約の申込において、口数が設定されているものの、資金決済金額がゼロとなるような場合には、新規記録申請または抹消(解約)申

請においては、必ず非DVP 決済にて申請し、当該項目は未設定（ゼロを設定しない）としていただきますようお願いいたします。」

請においては、必ず非DVP 決済にて申請し、当該項目はゼロを設定していただきますようお願いいたします。」

【本件に関するお問合せ先】  
株式会社 証券保管振替機構  
投資信託振替業務部  
電話番号：03-3661-5674

以 上